

# 犯罪の被害に

## 遭わないために

問合せ 幸手警察署 (42) 0110

### ▼市内の犯罪発生状況

今年1月～6月に市内で発生した刑法犯は271件で、件数の多い順に①万引き59件、②自転車盗36件、③空き巣や忍び込み16件となっております。これらの犯罪だけで全体の約40%を占めています。

### ▼自転車盗の被害に

#### 遭わないために

2番目に多かった自転車盗被害のうち約60%は無施錠で駐輪中に被害に遭っています。短時間であっても、自転車から離れる場合は必ず施錠し、たとえ自宅の敷地内であっても必ず施錠をするよう心がけましょう。

また、U字ロック、ワイヤー錠などでツーロックにすることは、物理的に盗まれにくくすると



### ▼地域のみなさんの力で

#### 未然に犯罪を防ぐ

現在、市内では41の自主防犯団体が活動し、地域の犯罪防止に取り組んでいます。犯罪者は、顔を覚えられることを最も嫌いますので、市民のみなさんから声をかけられると、そのほとんどが、その場から立ち去ると言われています。

近隣同士のあいさつや声かけが行われている地域では、犯罪の発生が少ないという統計があります。

自分たちの地域から犯罪者を遠ざけるために、日ごろからみなさんが結束して防犯に努め、互いにあいさつなどをし、見知らぬ人がいないかを意識していくことが非常に重要です。

## 市道1-16号線・杉戸町道I級5号線通行規制のお知らせ

杉戸町と共同で実施している市道1-16号線道路改良工事に伴い、下記のとおり通行止め・通行規制を行います。ご迷惑をおかけしますが、みなさんのご理解とご協力をお願いします。

### 通行止め・車両規制区間

幸手市大字吉野～杉戸町大字大島(右図参照)

### 期間

通行止め…9月下旬～12月下旬

車両規制…9月下旬～平成27年3月下旬

### 規制内容

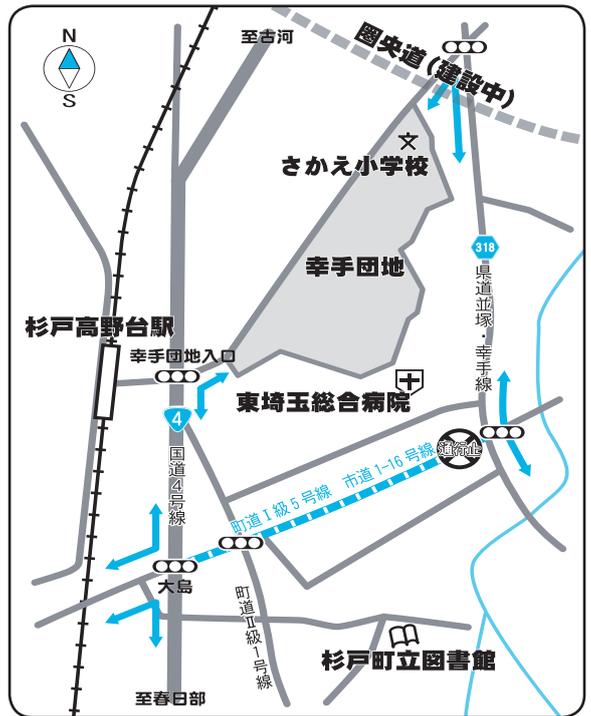
自動車…国道4号線、県道並塚・幸手線、町道Ⅱ級1号線などからの進入ができなくなります。

自転車・歩行者…市道1-16号線・町道Ⅰ級5号線に並行する市道・町道への迂回をお願いします。

※なお、今回の工事の施工監督は杉戸町で行います。

問合せ 道路河川課 ☎(43) 1111 内線 555 ・ FAX(42) 9115

杉戸町都市施設整備課 ☎(33) 1111 ・ FAX(33) 2958



## 野外焼却(野焼き)はやめましょう



問合せ 環境課 (48) 0331  
FAX(48) 2226

「ゴミを燃やしていいのがする」「煙で窓が開けられない」「洗濯物が汚れた」など、ゴミの野外焼却に関する苦情が多く寄せられています。

紙くずを燃やしたり、庭木をせん定した枝葉を燃やしたりして、ご近所に迷惑をかけていませんか。

庭や空き地、ドラム缶などの野外焼却は、ビニール類はもちろんのこと、家庭で発生するゴミ(紙類や庭木のせん定くずも含む)であっても、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」の違反行為に該当します。

## 生活道路の安全対策を実施します

9月から、長倉小学校・西中学校周辺地域(右図参照)において、交通安全対策の一環として、ゾーン30の設置工事を行います。ご不便、ご迷惑をおかけしますが、ご理解とご協力をお願いします。

なお、標識設置工事は9月から行いますが、路面標示などは11月以降を予定しています。

### ゾーン30とは？

生活道路における歩行者などの安全な通行を確保することを目的として、区域(ゾーン)を定め、時速30kmの速度規制を実施するとともに、センターラインの抹消、歩行空間のカラー舗装などの路面標示を行い、ゾーン内における速度抑制や、ゾーン内を抜け道として通行する行為の抑制などを図る生活道路の安全対策です。

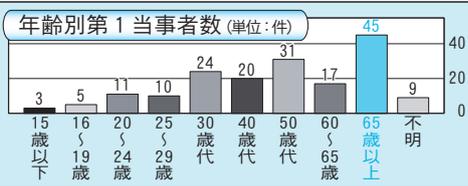
問合せ 防災安全課 (43) 1111 内線 583・FAX(43) 7656  
幸手警察署 ・FAX(42) 0110



## 高齢ドライバーの交通事故多発!

問合せ 幸手警察署 (42) 0110

県内では、高齢ドライバーによる重大事故が多発しています。幸手警察署管内でも、1月～6月の人身事故第1当事者(責任が重い当事者)の年齢階層別では、65歳以上の高齢者が45件と全体の約26%を占めています。



高齢ドライバーの特徴は、①加齢に伴い視野が狭くなるなど、視覚機能の低下により、特に前方に目線を集中して運転しがちになること、また、②動体視力の低下により、左右後方などをドアミラーで確認する際、確認時間が長くなり、前方から目をそらす時間が長くなってしまいう傾向があることです。

### ▼重大事故を引き起こさないために!

- ▶前方左右にくまなく目線に向け、見落としがないようにしっかり確認しましょう。
- ▶左右後方を確認する際は、こまめに安全を確認する習慣を身に付けましょう。

## 秋の全国交通安全運動

9月21日(日)～30日(火)の秋の全国交通安全運動に合わせ、県では自転車の安全利用の推進を掲げ交通安全運動を行います。

日ごろから、「自転車安全利用五則」を遵守し、事故に遭わないよう注意しましょう。

### 自転車安全利用五則

- ①自転車は、車道が原則、歩道は例外
- ②車道は、左側を通行
- ③歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行
- ④安全ルールを守る
- ⑤子供はヘルメットを着用(高齢者も着用)

## 交通安全パレード

とき 9月20日(土)午前10時20分から  
※雨天中止  
ところ 市役所駐車場～東さくら通り

野外焼却は、ダイオキシン類の発生原因となるほか、焼却に伴う煙、悪臭、飛灰などにより近所迷惑になりますので、絶対にやめましょう。

なお、つぎのような焼却は禁止されていますが、煙などの発生によって近所迷惑となる可能性があります。

やむを得ず焼却を行う場合は、時間帯や風向きなどに十分注意し、周辺環境に配慮をお願いします。

○どんと焼きやお焚き上げなどの風俗習慣上の行事を行うために必要な焼却

○稲わらの焼却など、農業などを営むためにやむを得ないものとして行われる焼却

○落ち葉焚きや焼き芋など、日常生活を営む上で通常行われる軽微な焼却

※ただし、煙や悪臭がひどく、苦情があった場合は、公害として対応することがあります。